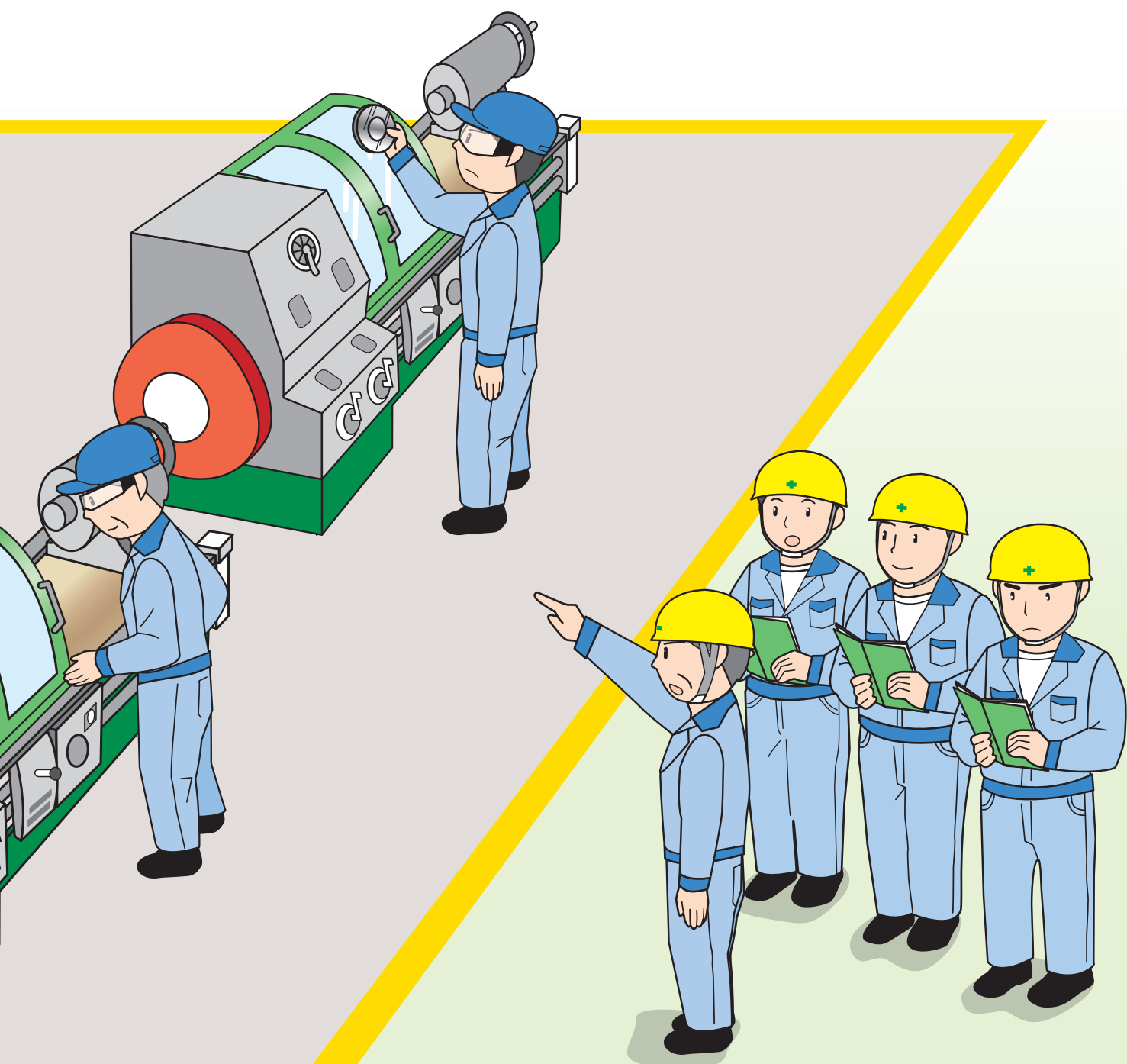


製造業における派遣労働者に係る

# 安全衛生管理マニュアル



# はじめに

近年、わが国の企業では就業形態の多様化が著しく、中でも労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）の改正により、平成16年3月から製造業務への労働者派遣が可能になりましたが、その後、製造業務に従事する派遣労働者が年々増加の傾向にあります。

それに伴って、派遣労働者の労働災害が多く発生しており、休業4日以上死傷者数については、平成20年は前年に比べ4%減となったものの、平成17年は2,437人で、平成20年は5,631人となっています。また、派遣労働者の死傷者数を派遣先の業種別にみると、製造業が約65%を占めています。

労働者派遣法においては、派遣元・派遣先の事業者との間で労働安全衛生法上の責任を区分していますが、特に、製造業務に派遣された労働者は、他の業務に比べ、危険有害要因が潜在する職場で就労することが少なくないため、派遣元・派遣先の事業者は、それぞれの責任に応じて、安全衛生管理体制の整備、安全衛生管理活動、安全衛生教育や健康診断の実施、機械等の安全措置などの労働安全衛生法上の措置を徹底する必要があります。

しかしながら、この労働安全衛生法上の責任の区分についていまだ十分に理解がなされていないことや派遣元と派遣先の事業者との連携が十分に図られていないことなどから、派遣労働者が不慣れなまま危険・有害な業務に従事させられた、機械等の安全措置が講じられていないなどの問題がみられます。

このような中、中央労働災害防止協会は厚生労働省の委託を受けて、製造業における派遣労働者を含めた安全衛生管理の定着・徹底を図るため、派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアルを作成することになりました。

本マニュアルでは、製造業を対象として、安全衛生管理体制の整備や安全衛生教育等を実施する上で配慮すべき事項、派遣労働者の安全衛生教育等を派遣元・派遣先事業者が連携して効果的に実施する具体的な方法などを示すとともに、派遣労働者の安全衛生管理や安全衛生教育などに関し派遣元・派遣先の事業者が実施している取組み事例も紹介しています。

本マニュアルが、派遣元・派遣先の事業者などを対象とした研修会の基本テキストとして使用されること、全国のモデル事業場の育成などに活用されることを通じて、派遣労働者を含めた労働災害の防止と事業場の安全衛生管理水準の向上に寄与できれば幸いです。

派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル作成委員会  
委員長 大関 親

## 目次

はじめに

<b>第1章 派遣労働者と労働災害</b> .....	5
1 派遣労働者の労働災害の発生状況 .....	5
2 派遣労働者の労働災害の調査事例 .....	10
2-1 ダイカストマシンの金型に付着した金属くずの取り除き作業中、金型にはさまれる .....	10
2-2 フォークリフトの運転中に運転席から通路床面に墜落 .....	11
2-3 天井クレーンで荷を運搬中に棚に当たって荷が落下 .....	12
2-4 産業廃棄物の選別作業中、ドラグ・ショベルに轢かれる .....	12
<b>第2章 派遣労働者に係る安全衛生管理の特徴</b> .....	14
1 派遣労働者の範囲 .....	14
2 派遣法における安全衛生の確保 .....	15
2-1 製造業務専門の派遣元・派遣先責任者の選任 .....	16
2-2 派遣元・派遣先責任者の業務 .....	16
2-3 労働者派遣契約における安全衛生関係事項(例) .....	17
2-4 無資格の労働者等を派遣した場合の罰則の適用 .....	18
2-5 外国人の派遣労働者に対する措置 .....	18
2-6 派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担区分 .....	19
3 労働者派遣事業と請負事業における安全衛生管理の違い .....	21
3-1 労働者派遣事業における安全衛生管理 .....	21
3-2 請負事業における安全衛生管理 .....	22
4 安全配慮義務 .....	22
<b>第3章 派遣元が実施すべき事項</b> .....	23
1 安全衛生管理 .....	23
1-1 安全衛生管理体制 .....	23
1-2 派遣労働者の就業に当たっての措置 .....	30
1-3 健康診断 .....	31
1-4 過重労働による健康障害防止対策 .....	34
1-5 心と体の健康保持増進のための健康教育など .....	35
2 安全衛生教育 .....	36
2-1 雇入れ時の安全衛生教育 .....	36
2-2 作業内容変更時の安全衛生教育の実施 .....	39
2-3 業務等に必要となる資格の確認 .....	40
2-4 外国人の派遣労働者に対する安全衛生の確保 .....	40
3 労働災害発生への対応 .....	40
3-1 労働者死傷病報告書の提出 .....	40
3-2 労災保険の手続きへの助力 .....	41
<b>第4章 派遣先が実施すべき事項</b> .....	42
1 安全衛生管理 .....	42
1-1 安全衛生管理体制 .....	42
1-2 派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 .....	50
1-3 健康の確保 .....	58
2 安全衛生教育 .....	63
2-1 雇入れ時の安全衛生教育の実施状況の確認 .....	64
2-2 派遣先が派遣元と協力して行う雇入れ時の安全衛生教育 .....	65

2-3	作業内容変更時の安全衛生教育	67
2-4	特別教育	67
2-5	各種自主的安全衛生活動など	68
2-6	外国人の派遣労働者に対する安全衛生の確保	69
3	労働災害への対応	69
3-1	被災者の救出	70
3-2	派遣元への連絡・通報	70
3-3	労働者死傷病報告書の提出	70
3-4	労働災害の原因究明と再発防止対策	71
3-5	労災保険の手続きへの助力	71
<b>第5章 派遣元と派遣先との連携</b> 72		
1	連絡調整役とその職務	72
1-1	連絡調整体制の整備	72
1-2	派遣元責任者又は派遣先責任者の職務	74
2	安全衛生教育に関する協力や配慮	75
2-1	派遣元に対する情報提供等	75
2-2	派遣元からの教育委託の申し入れと対応	77
3	危険有害業務に従事する労働者の資格等の確認	78
3-1	資格が必要な業務の確認	78
3-2	運転技能等の確認	78
3-3	特別教育受講の確認等	79
4	一般健康診断に関する派遣先の配慮	80
4-1	健康診断の日程調整と費用負担	80
4-2	健康診断結果と事後措置	80
5	労働災害発生に係る連携	81
5-1	救命訓練、避難訓練等の実施と情報の交換	81
5-2	災害調査と被災報告	81
5-3	労災保険の手続きにおける連携	82
5-4	再発防止対策における連携	82
6	労働者派遣契約と連絡調整	83
6-1	労働者派遣契約の内容	83
6-2	苦情処理	83
6-3	連絡協議会等の設置と運営	84
<b>参考資料 労働者派遣に関する法令、指針、通達等</b> 86		
1	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(抄)	87
2	労働安全衛生関係法令	89
2-1	労働安全衛生法(抄)	89
2-2	労働安全衛生法施行令(抄)	95
2-3	労働安全衛生規則(抄)	96
3	関係告示	100
3-1	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	100
3-2	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(抄)	101
3-3	派遣先が講ずべき措置に関する指針(抄)	102
4	関係通達	104
4-1	派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について(抄)	104
5	労働者派遣事業関係業務取扱要領(抄)	109
6	その他	113
6-1	「製造業務における派遣労働者に係る安全衛生の実態に関する調査研究報告書」の概要	113
6-2	派遣労働者の安全衛生の確保に係る重点チェックリスト	117